

消防災第92号
平成20年3月27日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

消防庁次長



市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について

今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成20年政令第68号）が平成20年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、別紙のとおり市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付いたします。

つきましては、これを貴職の執務の参考とされるとともに、各都道府県知事におかれましては、管内の市町村及び関係一部事務組合に対し周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課 小川
電話 03-5253-7525
FAX 03-5253-7535

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等」を「若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」に、「二百円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち一人については二百十七円、」を「二百十七円〔に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第三項の規定は、平成二十年四月一日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成二十年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

○ 市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部を改正する条例新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

(補償基礎額)

第五条 (略)

3 2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円(

(補償基礎額)

第五条 (略)

3 2 (略)

(以下「非常勤消防団員等」と常勤水防団員若しくは消防作業従事者等)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤消防団員等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百円(非常勤消防団員等に扶養親族でない第一号に掲げる者がある場合にあつてはそのうち一人については二百十七円、非常勤消防団員等に第一号に掲げる者がない場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

現 行

一 非常勤消防団員等に第一号に掲げる者がない場合には、そのうち一人については三百六十七円(

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖父母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある弟妹

五 重度心身障害者

(略)

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある弟妹

五 重度心身障害者

(略)